○財務省告示第六十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年二月六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年二月二十四日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	十二億円	百円九十銭
〃	第十一回	五億円	百円十七銭
〃	第十二回	五億円	百円十五銭
〃	〃	三億円	百円十八銭
〃	〃	二十八億円	百円十九銭
〃	第十四回	五億円	百円三銭
〃	第十五回	九億円	九十九円九十五銭
〃	第十六回	三億円	百円五銭
〃	第十七回	二億円	九十九円八十銭
合計		五百億円	

〃	第十七回	十億円	九十九円四十四銭
〃	〃	五十三億円	九十九円四十五銭
〃	第十八回	二十八億円	九十九円六十四銭
〃	第二十回	十五億円	百円九十九銭
〃	〃	十億円	百一円
〃	第二十一回	二十億円	百一円四十銭
〃	第二十二回	十億円	百二円二十五銭
〃	第二十三回	十五億円	百一円九十五銭
〃	第二十四回	十億円	百二円二十五銭
〃	第二十五回	一億円	百一円二十銭
〃	〃	五十七億円	百一円二十二銭
〃	第二十六回	二十六億円	百円六十九銭
〃	〃	十億円	百円七十銭
〃	〃	十億円	百円七十一銭
〃	〃	五十億円	百円七十二銭
〃	第二十八回	五億円	九十九円二十九銭
〃	〃	三十五億円	九十九円三十銭
〃	第二十九回	十億円	九十八円九十五銭
〃	第三十回	十七億円	九十八円八十五銭
〃	〃	四億円	九十八円八十七銭
〃	第三十一回	五億円	九十八円五十銭
〃	〃	二十九億円	九十八円五十五銭
〃	第三十二回	二十九億円	九十八円五十五銭
〃	第三十三回	三十億円	九十八円四十五銭
〃	〃	十億円	九十八円四十六銭
〃	〃	十億円	九十八円四十七銭
〃	第三十四回	二億円	九十八円十七銭
〃	〃	二十二億円	九十八円五十銭
〃	第三十七回	十億円	百円十九銭
〃	〃	一億円	百円二十銭